

一 記者発表資料 一

平成 28 年 1 月 25 日
九州地方整備局

「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対するご意見をお聴かせください ～意見募集及び関係住民の皆様からの意見を聴く場を開催～

国土交通省九州地方整備局では、城原川ダム事業の検証に係る検討を進め、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における結果を踏まえ、「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成しました。

このたび、今後の検討の参考とするため、報告書（素案）についての意見募集を行うとともに関係住民の皆様からの意見を聴く場を開催いたしますのでお知らせします。

【意見聴取対象】

「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」

【概要（意見募集）】

1. 募集対象期間
平成 28 年 1 月 25 日（月）～平成 28 年 2 月 23 日（火）
2. 提出方法
別紙の意見提出様式に報告書（素案）に対する意見を記入して提出
① 郵送、② F A X、③ 電子メール、④ 回収箱への投函 のいずれかによる

【概要（意見を聴く場）】

1. 開催日時及び場所
① 平成 28 年 2 月 21 日（日）10：00～12：00 神埼中央公園体育館（神崎市神埼町鶴 3886 番地）
② 平成 28 年 2 月 22 日（月）18：30～20：30 佐賀県教育会館（佐賀市高木瀬東高木 227 番地 1）
2. 応募方法
別紙の応募様式に必要事項を記入して提出
① 郵送、② F A X、③ 電子メール、④ 回収箱への投函 のいずれかによる

※詳細は【別添ー 1】「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する意見募集及び関係住民からの意見を聴く場の開催について」を参照ください。

※その他

- ・原則公開です。会議は傍聴できます。
- ・写真撮影等は冒頭の「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」概要説明までとします。

（補足：平成 28 年 2 月 18 日付けで一部訂正しています。）

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課
課長 そう 宗 たくま 琢万（内線3611）
建設専門官 おおた 太田 しんや 信也（内線3617）
代表：092-471-6331

『城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）』に対する 意見募集及び関係住民からの意見を聴く場の開催について

国土交通省九州地方整備局は、「ダム事業の検証に係る検討について」（国河計調第6号 平成22年9月28日）に基づく、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」による城原川ダム事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、平成28年1月14日の「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）」における検討を踏まえ、「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）を作成しました。この報告書（素案）に対する意見を聴く場を開催しますので、関係住民の方のご意見をお聴きかせください。お聴きしたご意見については、内容を確認の上、今後の検討の参考にさせていただきます。

なお、意見を聴く場の開催に加えて、当日都合により発表できない方にも意見を頂く機会として紙面による意見を提出して頂くことも併せて行います。

1. 意見聴取対象

「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」

※上記「報告書（素案）」については、別紙－1の閲覧場所及び国土交通省九州地方整備局ホームページより閲覧が可能です。

[城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）掲載アドレス]

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/05-jyoubarugawa/160125-soan/soan.html>

2. 意見聴取対象者

佐賀県に在住の方を対象とします。なお、紙面による意見については、佐賀県外の方からも受け付けます。

3. 意見を聴く場への応募方法及び発表について（報告書（素案）に対しての意見発表をご希望の方）

(1) 意見を聴く場の開催日時、開催場所

- ・意見を聴く場は、公開で行いますので傍聴も可能です。
- ・報告書（素案）は、下記「5. 報告書の閲覧」によりご覧頂くことができます。

■「意見を聴く場」の会場

開催日時：平成28年2月21日（日）10：00～12：00（受付時間9：20～9：50）

開催場所：神埼中央公園体育館（北・南会議室） 〒842-0007 神埼市神埼町鶴3886番地

開催日時：平成28年2月22日（月）18：30～20：30（受付時間17：50～18：20）

開催場所：佐賀県教育会館（第一会議室） 〒849-0922 佐賀市高木瀬東高木227番地1

※会場への詳細については別紙－2のとおり

(2) 「応募用紙」の入手方法

「応募用紙」は、別紙－1の閲覧場所又は以下の国土交通省九州地方整備局ホームページから入手できます。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/05-jyoubarugawa/160125-jumin-iken/jyumin-iken.html>

(3) 応募方法

報告書（素案）に対して意見の発表を希望される方は、次のいずれかの方法で申し込み下さい。

1) : 事前申し込み (平成 28 年 2 月 18 日 (木) 17 時必着)

別紙-4 「応募用紙」に必要事項を記入の上、下記の提出先へ郵送・FAX・電子メール及び回収箱への投函のいずれかの方法でご提出ください。

提出先

① 郵送の場合：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号 福岡第二合同庁舎
国土交通省九州地方整備局 河川部 河川計画課

② FAXの場合：092-476-3470

③ 電子メールの場合：jyoubarugawadam-kyusyu@qsr.mlit.go.jp

(件名に、「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書(素案)に対する意見を聴く場」と明記してください。)

④回収箱への投函の場合：別紙-1 の閲覧場所に設置してある回収箱へ閲覧時間内に投函してください。

2) : 当日会場で申し込み

当日会場受付で、意見の発表をご希望されることを係の者に申し出下さい。

なお、ご意見の発表の順番は、事前申し込み頂いた方を優先致します。

(4) 当日の意見聴取方法

①ご意見をお聴きするのに先立ち、報告書(素案)の概要説明を行います。(30分程度)

②①の後、ご意見を発表される方は、受付の際にお伝えする順番で発表をお願いします。

③意見の発表にあたっては、別紙-3「報告書(素案)に対するご意見の発表にあたっての留意事項」をご確認の上、発表をお願い致します。

(5) 当日の受付

・会場にお越しの際は、会場受付にて受付をお願いします。

・報告書(素案)に対して意見の発表を希望される方は、事前申し込みもしくは、当日申込みであることを会場受付にて、係の者にお申し出下さい。

なお、受付の際には発表の順番をお伝えしますのでご確認ください。

・傍聴は30名程度とし、会場に入りきれない場合は、抽選とさせていただきます。

4. 紙面による意見提出方法(紙面による意見提出をご希望の方)

(1) 意見提出方法

報告書(素案)に対して、紙面により意見の提出を希望される方は、「別紙-5 意見提出様式」に報告書(素案)に対するご意見等を記載の上、提出してください。

(2) 「意見提出様式」の入手方法

「意見提出用紙」は、別紙-1 の閲覧場所又は以下の国土交通省九州地方整備局ホームページから入手できます。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/05-jyoubarugawa/160125soan-iken/soan-iken.html>

(3) 「意見提出用紙」の提出先及び提出期限

意見提出用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に提出。

提出先：国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課

「城原川ダム事業の検証に係る検討に関する意見」事務局宛

提出期限：平成 28 年 2 月 23 日 (火) 17 時必着

※④回収箱への投函受付時間は別紙-1 のとおりです。

①郵送の場合：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎
国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課

②FAX の場合：092-476-3470

③電子メールの場合：jyoubarugawadam-kyusyu@qsr.mlit.go.jp

(件名に、「城原川ダム事業の検証に係る検討に関する意見」と明記してください。)

④回収箱への投函の場合：別紙-1の閲覧箇所に設置してある回収箱へ投函してください。

⑤紙面による意見の提出については説明会場でも受付をしております。

(4)意見提出にあたっての注意事項

- ①ご意見が200字を超える場合は、併せてその内容の要旨(200字以内)を記載いただきますようお願いいたします。
- ②ご意見は日本語でご提出ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性(職業、年齢、性別)、住所のうち県名と市区町村名を公表する場合があります。
- ④ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認のために利用します。
- ⑤電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑥皆様からいただいたご意見は、同様のご意見の数にかかわらず、その論点を整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す予定であり、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑦期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

5. 報告書の閲覧

報告書(素案)は下記の方法で閲覧することができます。

○インターネットによる閲覧

- ・インターネットによる閲覧をされる場合は、国土交通省九州地方整備局ホームページをご覧ください。

[城原川ダム事業の検証に係る検討報告書(素案)掲載アドレス]

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/05-jyoubarugawa/160125-soan/soan.html>

○閲覧場所での閲覧

閲覧期間：平成28年2月23日(火)まで

- ・別紙-1に示す場所及び時間において閲覧できます。
- ・閲覧場所に備え付けの閲覧資料は、貸し出しができませんのでご了承ください。

6. 参考

○城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場

これまでの「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況につきましては、以下のアドレスからご参照ください。

[城原川ダム事業の検証に係る検討関係掲載アドレス]

URL：<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/05-jyoubarugawa/kensyo-jyoubarugawa.html>

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課

課長 そう宗 たくま琢方 (内線3611)

建設専門官 おおた太田 しんや信也 (内線3617)

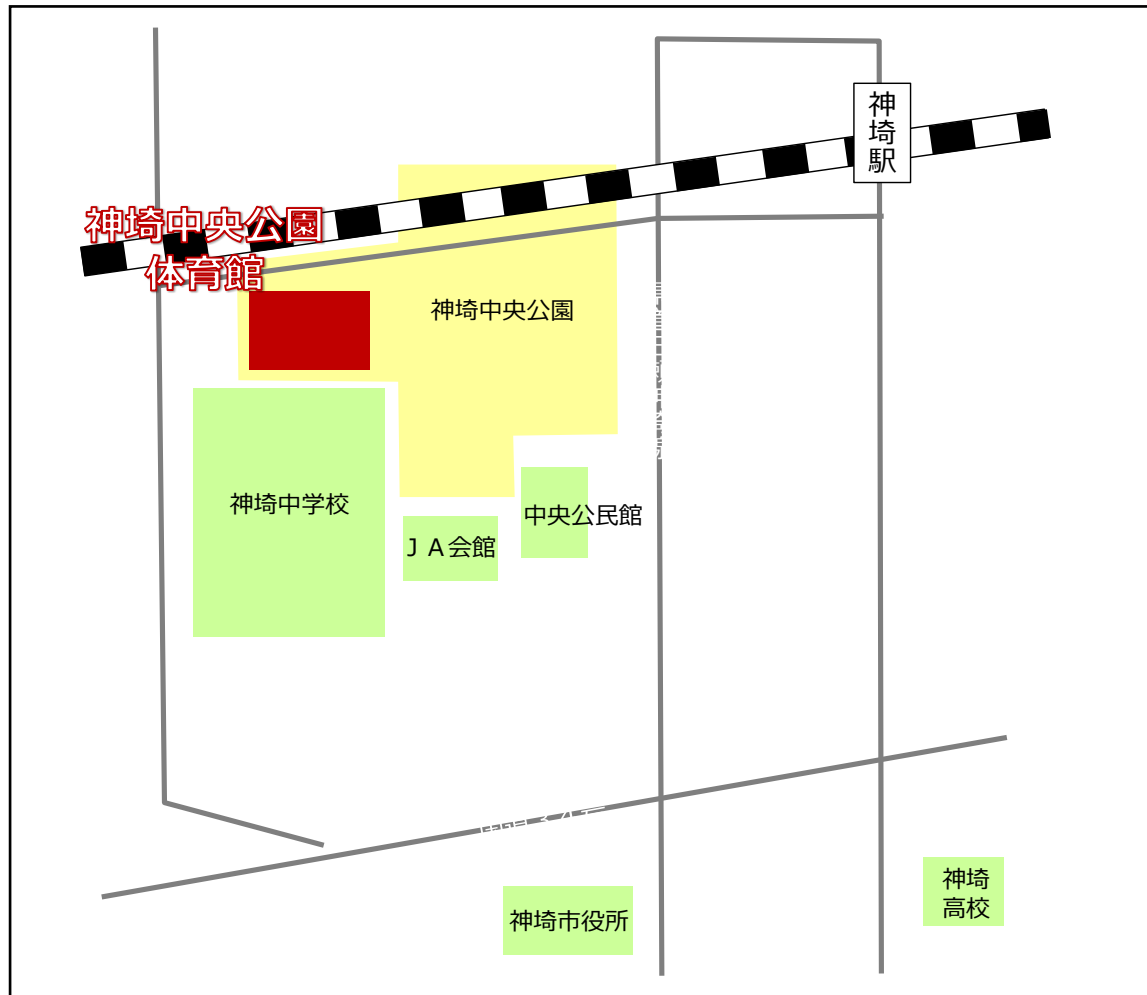
代表：092-471-6331

◆城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）の閲覧場所について

機 関	場 所	住 所	備 考
国土交通省	筑後川河川事務所 佐賀庁舎 1階 ホール内	佐賀市兵庫南2丁目1番34号	閲覧時間は8時30分～17時15分
	筑後川河川事務所 諸富出張所 2階	佐賀市蓮池町大字小松三本杉250	閲覧時間は8時30分～17時15分
佐 賀 県	佐賀県庁 新行政棟 1階 さが元気ひろば	佐賀市城内1丁目1-59	閲覧時間は8時30分～17時15分
佐 賀 市	佐賀市役所 本庁 4階 河川砂防課	佐賀市栄町1番1号	閲覧時間は8時30分～17時15分
神 埼 市	神崎市役所 神埼庁舎（本庁）南新館 ホール内	神崎市神埼町神埼410番地	閲覧時間は8時30分～17時15分
	神崎市役所 脊振庁舎 1階 ホール内	神崎市脊振町広滝558番地2	閲覧時間は8時30分～17時15分
	神崎市役所 千代田庁舎 1階 ホール内	神崎市千代田町直鳥166番地1	閲覧時間は8時30分～17時15分

※募集期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除いて閲覧できます

神埼中央公園体育館へのアクセス（平成 28 年 2 月 21 日（日）開催）



【住所】

神埼市神埼町鶴 3886 番地

【電話】

0952-52-3750

【アクセス】

バス利用の場合

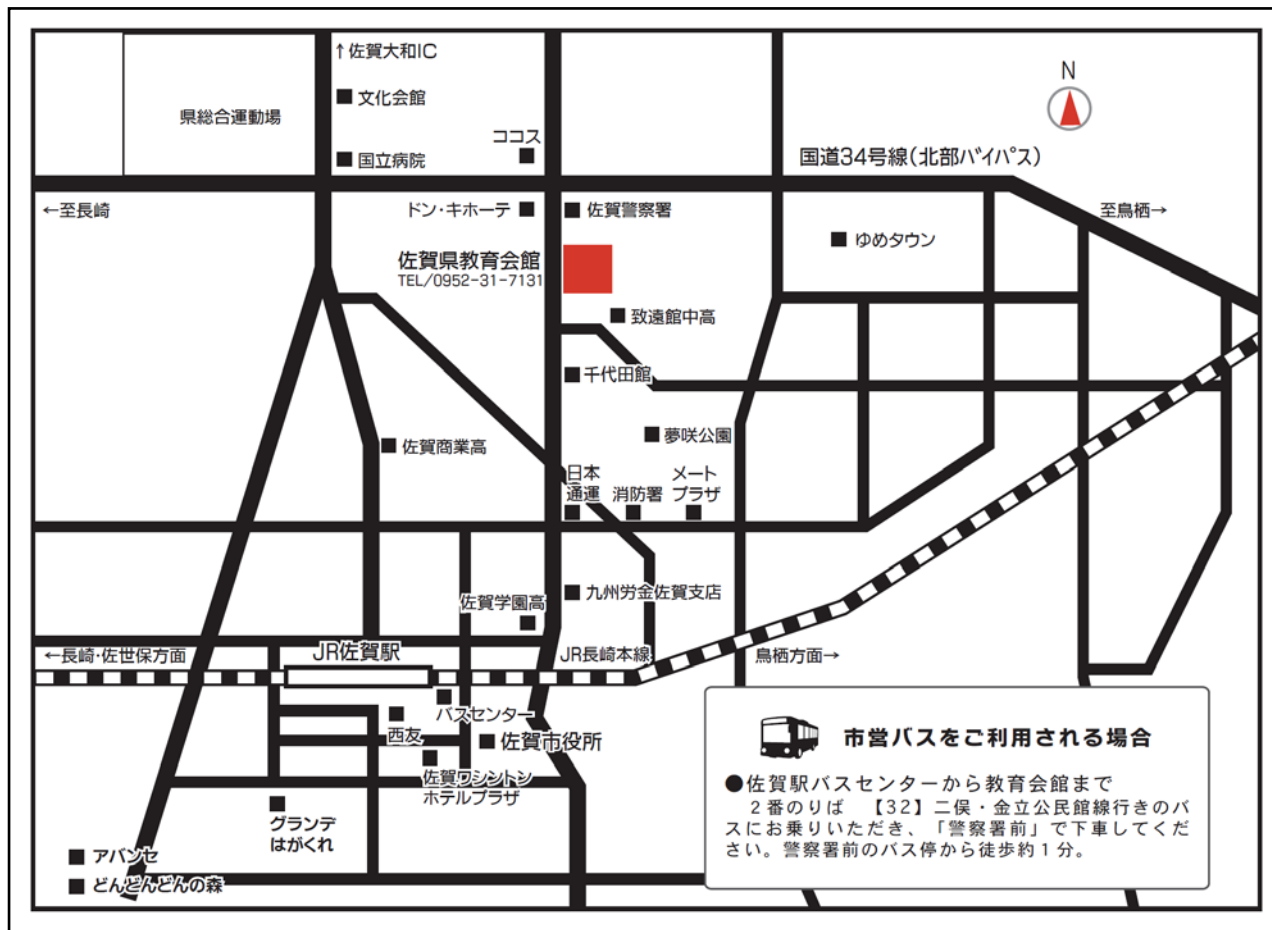
神埼市役所前バス停から徒歩約 10 分

電車の場合

J R 神埼駅から徒歩約 5 分

※公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

佐賀県教育会館へのアクセス（平成 28 年 2 月 22 日（月）開催）



【住所】

佐賀市高木瀬東高木 227 番地 1

【電話】

0952-31-7131

【アクセス】

バス利用の場合

地図に記載のとおり

電車の場合

J R 佐賀駅から徒歩約 1 5 分

※公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民からの意見を聴く場
～ご意見の発表にあたっての留意事項～

「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、佐賀県内に在住の方からご意見をお聴きするものです。

（発表にあたっての留意事項）

- 1) 意見の発表は、お一人につき2日間において1回とします。
- 2) 意見の発表は、お一人につき5分程度で行って下さい。次の方の発表もありますので時間厳守をお願いします。
- 3) 意見の発表時間は、全体で90分程度としています。
- 4) 意見の発表を希望される方の数によっては、発表時間等を調整させて頂く場合があります。
- 5) 意見を聴く場は、公開で行います。
- 6) 関係住民の皆さまからいただいたご意見については、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- 7) 述べられた内容については、後日確認をすることがあります。
- 8) 意見の発表において下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業、団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業、団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業、団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 9) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。

（公表）

- 1) 意見の発表は、事務局の記録として撮影及び録音を行います。

城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する関係住民からの意見を聴く場
 ～ 応募用紙 ～

「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、意見を述べたいので、次のとおり応募します。

(ふりがな)

氏名 _____

住所 佐賀県 _____ 市・町

連絡先 電話番号 _____

年代 (○で囲んで下さい) 10代・20代・30代・40代・50代・60歳以上

性別 (○で囲んで下さい) 男性 ・ 女性

【意見の発表を希望する日】(希望される会場をいずれか1つ○で囲んで下さい)

会場： ① (神埼中央公園体育館) 2月21日 (日) 10:00～ ② (佐賀県教育会館) 2月22日 (月) 18:30～

【述べられたいご意見の要旨】 ※各項目に関して200文字以内で記載して下さい

※本応募用紙については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、頂いたご意見とともに、属性（年代、性別）及び住所のうち、県名と市町村名を公表する場合があります。

国土交通省九州地方整備局河川計画課内
「城原川ダム事業の検証に係る検討に関する意見募集」事務局 宛

城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見募集について

① 氏名（フリガナ）				
② 住所				
③ 電話番号又はメールアドレス				
④ 職業		⑤ 年齢		⑥ 性別
意見該当箇所	⑦ご意見は項目ごとに200文字以内で記載してください。 (ご意見が200字を越える場合は、併せてその内容の要旨(200字以内)も記載してください。)			
頁	行			

※本応募用紙については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、頂いたご意見とともに、属性（年代、性別）及び住所のうち、県名と市町村名を公表する場合があります。